

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 79,020 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 879,982 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	215,688	143,131	14,600			57,957
老人福祉費	40,731			8,438		32,293
児童措置費	60,385	51,911				8,474
母子父子福祉費	5,324	1,324		4,000		0
小計	322,128	196,366	14,600	12,438	0	98,724
社会保険						
国民健康保険対策費	115,911	38,448			43,505	33,958
介護保険対策費	177,805	19,435				158,370
後期高齢者医療費	227,994	39,033		1,646	35,515	151,800
小計	521,710	96,916	0	1,646	79,020	344,128
保健衛生						
予防費	23,807	241				23,566
母子衛生費	2,298	28		300		1,970
子ども医療費	8,486	1,270		6,608		608
健康づくり事業費	1,553	105		1,400		48
小計	36,144	1,644	0	8,308	0	26,192
合計	879,982	294,926	14,600	22,392	79,020	469,044

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、令和2年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は令和2年度当初予算書の「目」の名称。事業費は「目」のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計操出金(収支不足分)、後期高齢者医療会計操出金に充当。